

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 土地収用法による事業認定……………(財務局財産運用部管理課)……………一
  - 特定計量器定期検査の実施……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)……………三
  - 知事指定薬物の指定……………(福祉保健局健康安全部業務課)……………三
  - 土砂災害警戒区域等の指定の解除(七件)……………(建設局河川部指導調整課)……………四
  - 土砂災害警戒区域等の指定(二件)……………(同)……………八
  - 土砂災害警戒区域の指定(四件)……………(同)……………〇
- 告示 (内水漁管)**
- 東京都及び埼玉県の内水面における共同漁業の漁場計画についての公聴会の開催……………三
  - 特定非営利活動法人の特例認定……………三
  - (生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………三
  - 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………三
  - (環境局総務部環境政策課)……………三

### 告示

●東京都告示第七百六十三号  
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小池 百合子

第一 起業者の名称 東久留米市

第二 事業の種類 市道二百七号線整備事業(南沢通り・東京都東久留米市南沢三丁目地内から同市南沢二丁目地内まで)

第三 起業地

一 取用の部分 東久留米市南沢三丁目、南沢二丁目及び南沢二丁目地内

二 使用の部分 なし

第四 事業の認定をした理由

本件申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

一 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、東久留米市南沢三丁目地内の市道二千三百二十号線との接続部から北側へ約三十・三メートルの地点から、同市南沢二丁目地内の笠松坂交差点までの、全体計画延長百八十・七メートルの区間(以下「全体計画区間」という。)における市道二百七号線整備事業(以下「本件事業」という。)であり、法第三条第一号に規定する道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

二 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者である東久留米市(以下「起業者」という。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条の三第二項の普通地方公共団体であり、道路法第十六条第一項に規定する市道の管理者として本件事業を施行する権能を有する主体である。

また、起業者は、本件事業に必要な財源についても既に措置しており、本件事業を遂行する意思及び能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

三 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

市道二百七号線(以下「本路線」という。)は、「東久留米市都市計画マスタープラン」において、主要幹線道路及び幹線道路を補完する役割を担う補助幹線道路に位置付けられている。

また、本路線は、東久留米市本町三丁目を起点とし同市学園町二丁目を終点としており、東久留米市の北部地域と南部地域とを南北に結び、地域住民の通勤、通学等の日常生活を支える延長約千六百五十七メートルの重要な路線である。

しかしながら、起業地に係る東久留米市南沢一丁目地内の市道二千四百四十四号線との接続部から同市南沢二丁目地内の笠松坂交差点までの延長百二十一・一メートル(必要面積六百八十四・二四平方メー

トル)の区間(以下「申請起業地区間」という。)  
は、最小車道部幅員が約六・二メートルの狭小な二  
車線道路(以下「現道」という。)であり、歩道等  
が整備されていない五十六・七メートルの区間では、  
歩行者及び自転車通行者(以下「歩行者等」とい  
う。)は路肩又は車道部の通行を余儀なくされてい  
る。

全体計画区間において、平成二十九年から令和三  
年までの間に四輪車と自転車との交通事故が三件発  
生しており、歩行者等と自動車との分離がなされて  
いないため、重大事故の発生が懸念されている区間  
となっている。

東久留米市都市建設部が平成二十七年十二月に実  
施した交通量調査では、現道における自動車交通量  
は一万六百五十九台/日、自転車交通量は八百八十  
台/日、歩行者交通量は二百五十九人/日であった。

本件事業の完成により、歩行者等の通行と自動車  
交通が分離され、歩行者等が十分すれ違うことがで  
きる幅員が確保されることで、歩行者等の安全な通  
行及び交通事故の低減に寄与するとともに、円滑な  
自動車交通が確保されることで、補助幹線道路とし  
ての機能の向上を図ることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共  
の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業における環境影響評価については、環境  
影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第四  
項、東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都

条例第九十六号)第二条第五号及び東京都環境影響  
評価条例施行規則(昭和五十六年東京都規則第三百三  
十四号)第三条別表第一の一(四)の規定により実施対  
象外とされている。

本件事業は、現道拡幅方式により歩道整備を行う  
ものであり、自動車交通量がこれにより増加するも  
のではないが、起業者は、東久留米市内で共用して  
いる路線の過去の調査結果について自動車交通量等  
から相対的に評価を行い、騒音及び大気質は環境基  
準を、振動は環境省令で定める限度基準値をそれぞ  
れ満足する結果となった。

また、起業者は、東久留米市教育部から、申請起  
業地区間内において埋蔵文化財は確認していないと  
の回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益  
は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全かつ快適な通行を確  
保し、交通事故の危険性の低減に寄与することを目  
的として、現道を幅員十二・〇メートルへと拡幅  
方式により整備するものであり、東久留米市道路の  
構造の技術的基準に関する条例(平成二十五年東久  
留米市条例第十四号)第三条第一項及び第二項た  
し書の規定による第四種第二級の規格に適合してい  
る。

また、本件事業は、道路法第十八条第一項の規定  
により、起業者が道路の区域を変更し、東久留米市  
長が令和四年九月五日付東久留米市告示第百号で公

示した内容と整合している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的  
であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公  
共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られ  
る公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。  
したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な  
利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第  
三号の要件を充足すると判断される。

四 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

三(一)で述べたように、歩行者等の通行と自動車交  
通の分離がなされていないこと、重大事故の発生が  
懸念されている区間となっていることから、できる  
だけ早期に本件事業を施行して歩行者等の安全な通  
行及び交通事故の低減に寄与するとともに、円滑な  
自動車交通を確保し補助幹線道路としての機能の向  
上を図る必要があると認められる。

また、本件事業の早期完成を求める声は強く、地  
元自治会からの陳情で整備促進を強く要望されてい  
る。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は  
高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び取用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、現道拡幅方式に  
よる歩道整備に要する最小限のものであることから、  
本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められ  
る。

また、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 結論

一から四までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

第五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 東久留米市役所

●東京都告示第七百六十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年六月二十一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 府中市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）  
ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和五年七月二十一日から同年八月二十九日まで（東京都の休日に関する条例（平成

元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。  
(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会

検査機関の名称

●東京都告示第七百六十五号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和五年六月二十二日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	2- [(4-エトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1-[2- (ピペリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ[d] イミダゾール及びその塩類	Etonitazepipne、 N-Piperidinyl Etonitazene
(2)	(2R, 3R) -2- (3-クロロフェニル) -3-メチルモルフォリン、(2S, 3S) -2- (3-クロロフェニル) -3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類	3-CPM、 3-Chlorophenmetrazine
(3)	N- (アダマンタン-1-イル) -1- (4-フルオロブチル) -1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類	4F-ABINACA、 4F-ABUTINACA

●東京都告示第七百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十九年東京都告示第四百十二号及び令和元年東京都告示第五百六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び新宿区役所において縦覧に供する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
新宿区	下落合二丁目	104001-K011	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		104001-K012		
		104001-K023		
		104001-K024		
	戸山二丁目	104001-K030		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
新宿区	下落合二丁目	104001-K012	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		104001-K023			
		104001-K024			
		104001-K030			
	戸山二丁目	104001-K030			

●東京都告示第七百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百八号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び品川区役所において縦覧に供する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

## 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
品川区	西五反田三丁目	109001-K013	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	東大井四丁目	109001-K041		

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
品川区	西五反田三丁目	109001-K013	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	東大井四丁目	109001-K041			

## ●東京都告示第七百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百九号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び渋谷区役所において縦覧に供する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小池 百合子

## 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
渋谷区	元代々木町	113001-K003	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
渋谷区	元代々木町	113001-K003	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第七百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第七十六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
中野区	上高田四丁目	114001-K011	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
中野区	上高田四丁目	114001-K011	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第七百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十一年東京都告示第三百六十二号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び豊島区役所において縦覧に供する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小池百合子

## 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
豊島区	駒込二丁目	116001-K003	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
豊島区	駒込二丁目	116001-K003	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

## ●東京都告示第七百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第八百五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び北区役所において縦覧に供する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小池百合子

## 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
北区	赤羽台一丁目 赤羽台三丁目	117001-K040	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
北区	赤羽台一丁目 赤羽台三丁目	117001-K040	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第七七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十八年東京都告示第三百六十九号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び板橋区役所において縦覧に供する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
板橋区	赤塚五丁目 赤塚八丁目	119001-K014	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
板橋区	赤塚八丁目	119001-K014	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第七七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び渋谷区役所において縦覧に供する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
渋谷区	元代々木町	113001-K003	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
渋谷区	元代々木町	113001-K003	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第七百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び板橋区役所において縦覧に供する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
板橋区	赤塚五丁目 赤塚八丁目	119001-K014	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
板橋区	赤塚八丁目	119001-K014	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第七七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び新宿区役所において縦覧に供する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
新宿区	下落合二丁目	104001-K012	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		104001-K023		
		104001-K024		
	戸山二丁目	104001-K030		

●東京都告示第七七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び品川区役所において縦覧に供する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
品川区	西五反田三丁目	109001-K013	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	東大井四丁目	109001-K041		

●東京都告示第七七七七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
 なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び中野区役所において縦覧に供する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小池百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
中野区	上高田四丁目	114001-K011	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

●東京都告示第七七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び北区役所において縦覧に供する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
北区	赤羽台一丁目 赤羽台三丁目	117001-K040	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会公示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第二項において準用する同法第六十四条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、東京都及び埼玉県の内水面における共同漁業の漁場計画について、次のとおり公聴会を開催します。

なお、漁場計画は、本委員会事務局に備え付けてあります。

令和五年六月二十一日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

一 日時及び場所

令和五年七月六日(木曜日) 午後二時

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二

十一階南側 海区漁業調整委員会室

(注) 開催日時については、天災その他やむを得ない事情による場合は順延する。

二 公述人の範囲

(一) 漁業権者

入漁権者

(三) 漁業協同組合関係者

(四) 遊漁者

(五) その他利害関係のある者

三 公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢及び職業並びに意見の要旨及びその理由を記載

した書面を令和五年六月二十九日(木曜日)までに東京都内水面漁場管理委員会(新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都産業労働局農林水産部水産課内 郵便番号一六三〇八〇〇一)に提出してください(郵送の場合は、令和五年六月二十九日(木曜日)までに必着のこと)。

四 案件

- (一) 公示番号 埼玉県共第二号
- (二) 公示番号 埼玉県共第五号
- (三) 公示番号 埼玉県共第七号
- (四) 公示番号 埼玉県共第八号

公 告

特定非営利活動法人の特例認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の特例認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人コンフロントワールド

二 代表者の氏名

荒井 昭則

三 主たる事務所の所在地

港区浜松町二丁目二番十五号

四 特例認定の有効期間

令和五年五月十七日から令和八年五月十六日まで

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八條第一項の規定に基づき、西品川一丁目地区再開発計画について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六條第二項の規定により公告する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

西品川一丁目地区市街地再開発組合

理事長 池田 善俊

品川区西品川一丁目七番一号

二 対象事業の名称

西品川一丁目地区再開発計画

三 工事着手の年月日

平成二十五年十一月十五日

四 工事完了の年月日

令和五年二月二十八日

五 届出日

令和五年六月六日

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001

